

## スキミング犯罪 と雑損控除

**銀** 行のATMコーナーに隠しカメラが設置されていた事件がありました。磁気データを盗み取り、クレジットカードやキャッシュカードを偽造するスキミング犯罪の仲間です。スキミングはカードの盗難と違って、カード自体に被害がないため、被害に気づきにくい特徴があります。

**ス** キミングの被害者は誰なのか、という法律論争がありました。金融機関はカード盗難・紛失と同じく被害者は預金者であるとしていました。ただし、偽造キャッシュカードによる預金等の不正引き出しについては、警察側では、刑法上の被害者は金融機関となるとして、補填を受けられない預金者が被害届けを

出しても、被害証明書の交付も受けられず、雑損控除の適用も受けられないという事態があったといわれています。

**こ** れについては、平成17年2月に国税庁の「通知」があり、被害届出証明書が銀行サイドから被害預金者へ交付されるとすることで、解決されています。過去の年分についても、被害届出証明書の交付を金融機関から受ければ、更正の請求等ができるものとしています。

**な** お、2004年の群馬県ゴルフ場スキミング事件では、不自然にも139回（計3,200万円）も預金が引き出されており、銀行のチェック不足と預金者が責任追及したのに対し、東京三菱銀行・三井住友銀行

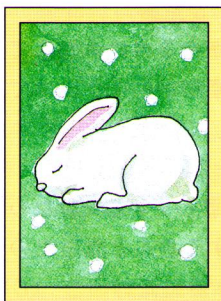
が全額払戻しで和解をしました。

**そ** の後、偽造のみならず盗難も含めたカード被害からの預貯金者保護法が、平成17年8月3日に立法され、被害者は金融機関であり、預金者はその不正引き出しにつき原則として全額補填を受けられるということになりました。

**今** 後は、預金者側に故意または過失がない限り、預金者に被害は生じませんが、例外的に預金者側にも責任があるとなると、補償を受けられなかったり、減額されたりということになります。その場合には、はじめて雑損控除の対象になります。

**な** お、類似の被害と言えるかもしれませんが、振り込め詐欺は「詐欺」被害なので、「災害・盗難・横領」という雑損控除の要件に合致しません。そのため残念ながら雑損控除の対象にはなりません。

角餅か、丸餅か。なぜかお正月は故郷の雑煮が食べなくなるのは不思議です。個人の確定申告の時期が近づきました。事業所得のある人は、各種帳票、資料の締め、作成、整理など、お正月休みのうちから手をつけましょう。休みが明ければ、日常業務に追われながらもやるべきことはやらなければならないので、早すぎることはありません。5日小寒、20日大寒。



大海よりもなお壮大なものは  
大空である。  
大空よりもなお壮大なものは  
人心である。

(フランスの詩人 ユーゴー)

### 1月の税務メモ

#### (国 税)

- 12月分源泉所得税の納付(特例適用者は7～12月分の半年分)
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間(予定)申告
- 法定調書の作成提出
- 源泉徴収票の受給者への交付

10日

31日

"

"

"

(地方条例による)

#### (地方税)

- 12月分個人住民税特別徴収分の納付
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間(予定)申告
- 個人住民税の第4期分納付
- 給与支払報告書の提出
- 償却資産(固定資産税)の申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。